

品川区高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

制定 令和5年6月9日 区長決定 要綱第130号

改正 令和6年2月20日 区長決定 要綱第24号

(目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下に伴い周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難しい高齢者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の積極的な社会参加および地域交流を促すことを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 品川区内に住所を有する満65歳以上の者であること。
- (2) 補聴器の購入等に要した費用について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項の規定による補装具費の支給を受けられない者であること。
- (3) 第5条の規定による申請をしようとする日から過去5年間に、この要綱による助成を受けていない者であること。
- (4) 聴力が次条の基準に該当していること。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める者を対象者とすることができる。

(聴力の基準)

第3条 助成の対象となる聴力の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 左右両方の耳について、4分法による聴力レベルが中等度難聴（40デシベル以上70デシベル未満）以上であること。
- (2) 左右両方の耳または左右いずれかの耳について、4分法による聴力レベルが40デシベル未満で、医師が補聴器の必要性を認めていること。

(助成の対象経費および助成額)

第4条 助成の対象となる経費は、対象者が購入する補聴器（補聴器に付属する電池、充電器およびイヤモールドを含む。）の代金（診察料、検査料、証明書料、送料その他の購入に係る費用および集音器の購入費用は除く。）とする。

2 助成の対象となる補聴器は、対象者1人につき、左右いずれかの耳または両耳に装用する補聴器本体（ただし、管理医療機器として認定された製品で、言語聴覚士または認定補聴器技能者が調整し適合状態が確認された補聴器に限る。）とする。

3 助成額は、助成対象経費について対象者が実際に支払う費用と3万5,000円とを比較して、いずれか少ない額とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の

端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(助成申請)

第5条 この要綱による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成を受けようとする補聴器を購入する前に、助成申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 耳鼻咽喉科を標ぼうする医療機関で発行されたオーディオグラムの写し

(2) 補聴器販売事業者が作成した助成を受けようとする補聴器の見積書

2 申請者の聴力に係る医師の意見は、第1号様式によりがたいときは、第1号様式に記入を要する事項が記載されたものに代えることを認める。

3 助成申請は、申請者の聴力に係る医師の意見が記入された日から6か月以内に行うものとする。

(助成決定等)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定に基づき、助成の決定したときは、申請を行った者に対して助成決定通知書（第2号様式）により通知する。

3 区長は、前項の規定に基づき、助成が適当でないと認めたときは、申請を行った者に対して助成申請却下通知書（第3号様式）により通知する。

(補聴器の購入)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成の対象となる補聴器を購入するものとする。

(変更事項の申出)

第8条 助成対象者は、助成申請書に記載した事項（添付書類の記載内容を含む。）に変更が生じたときは、速やかに区長にその旨を申し出なければならない。

(辞退の届出)

第9条 助成対象者またはその親族は、助成を辞退する場合は、辞退届（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成額の確定等)

第10条 助成対象者は、補聴器を購入したときは、速やかに購入実績報告書兼請求書（第5号様式）に補聴器購入に係る領収書等購入が確認できる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、購入実績報告書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、助成の金額を確定し、速やかに助成額確定通知書（第6号様式）を助成対象者へ通知するとともに、助成金を支払うものとする。

3 第1項に規定する購入実績報告書兼請求書の提出期限は、助成の決定を受けた日が属する年度の翌年度の末日までとする。

(代理受領)

第11条 前条の規定にかかわらず、区長は、助成対象者が助成金の受領について補聴器販売事業者に委任したときは、当該助成対象者に支払うべき助成額の限度において、当該助成対象者に代わり、助成金を補聴器販売事業者に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、同項の助成対象者に対し助成金を交付したものとみなす。

(助成決定の取消し等)

第12条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、既に交付した助成金がある場合は、その全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさないことが明らかとなったとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって交付決定を受けたとき
- (3) 第9条に規定する辞退の届出をしたとき
- (4) 第10条の規定による請求をしなかったとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が助成を適当でないと認めたとき

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、助成対象者に対して助成取消通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の適用について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

2 改正前の第5条第2項の規定により交付を受けている医師意見書(証明書)(第2号様式)および助成申請書(第3号様式)は、改正後の第5条第1項に規定する助成申請書(第1号様式)とみなす。